

【誤りやすい事例 ④ - 申告書第2表関係 - 】

被相続人と養子縁組を行った孫がいる場合（基礎控除）

私（国税信一郎）は、祖父（国税太郎）の死亡に伴い、祖父の財産を相続しました。
 なお、私と弟（国税信二郎）は祖父と養子縁組を行っており、祖父の相続人は、私の父（国税一郎）、私と弟の3人です。

誤

私と弟は、祖父と養子縁組を行っているため、民法に規定する相続人に該当するので、第2表の「②遺産に係る基礎控除額」欄の法定相続人の数は父を含め3人と記入しました。
 また、「④法定相続人」欄などは左のとおり記入しました。

相続税の総額の計算書		被相続人	国税 太郎		
この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の⑥欄及び⑦欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。					
① 課税価格の合計額	② 遺産に係る基礎控除額	③ 課税遺産総額			
⑦ (第1表) ⑥(A) 72,045,000 円	3,000万円+(600万円) × ⑨ (A)の法定相続人の数 3人 = 4,800 万円	④ (イ-ロ)	24,045,000 円		
⑧ (第3表) ⑥(A) ,000	⑩の人数及び⑩の金額を第1表⑤へ転記します。		⑤ (ロ-ハ)	,000	
④ 法定相続人 (注)1参照	⑤ 左の法定相続人に 応じた 法定相続分	第1表の「相続税の総額⑦」の計算	第3表の「相続税の総額⑩」の計算		
氏 名	被相続人との 続柄	⑥ 法定相続分に 応ずる取得金額 (④×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑦ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」で計算します。)	⑧ 法定相続分に 応ずる取得金額 (④×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑩ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」で計算します。)
国税 一郎	長男	1/3	8,015,000 円	801,500 円	,000 円
国税 信一郎	養子	1/3	8,015,000 円	801,500 円	,000 円
国税 信二郎	養子	1/3	8,015,000 円	801,500 円	,000 円

正しい取扱いは、下記のとおりです。

正

あなたと弟は、民法に規定する相続人に該当しますが、遺産に係る基礎控除額を計算する際には、被相続人に実子がいる場合は、養子は1人までしか法定相続人の数に含めません。
 あなたの場合は、父が被相続人(祖父)の実子に該当するので、第2表の「②遺産に係る基礎控除額」欄の法定相続人の数は2人となります。
 また、「④法定相続人」欄などは左のとおり記入します。

相続税の総額の計算書		被相続人	国税 太郎		
この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の⑥欄及び⑦欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。					
① 課税価格の合計額	② 遺産に係る基礎控除額	③ 課税遺産総額			
⑦ (第1表) ⑥(A) 72,045,000 円	3,000万円+(600万円) × ⑨ (A)の法定相続人の数 2人 = 4,200 万円	④ (イ-ロ)	30,045,000 円		
⑧ (第3表) ⑥(A) ,000	⑩の人数及び⑩の金額を第1表⑤へ転記します。		⑤ (ロ-ハ)	,000	
④ 法定相続人 (注)1参照	⑤ 左の法定相続人に 応じた 法定相続分	第1表の「相続税の総額⑦」の計算	第3表の「相続税の総額⑩」の計算		
氏 名	被相続人との 続柄	⑥ 法定相続分に 応ずる取得金額 (④×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑦ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」で計算します。)	⑧ 法定相続分に 応ずる取得金額 (④×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑩ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」で計算します。)
国税 一郎	長男	1/2	15,022,000 円	1,753,300 円	,000 円
国税 信一郎	養子	1/2	15,022,000 円	1,753,300 円	,000 円
国税 信二郎	養子				

○ 法定相続人の数

「法定相続人の数」とは、民法に規定する相続人の数（相続人のうち相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数）をいいますが、被相続人に養子がいる場合の「法定相続人の数」に含める養子の数は、次のそれぞれに掲げる人数までとなります。

- ① 実子がいる場合 1人
- ② 実子がない場合 2人